別紙　１

**障 害 者 控 除 対 象 者 認 定 書**

令和　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　　　　　　様

大紀町長　服　部　吉　人

下記の者を、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１０条及び地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第７条又は第７条の１５の７に定める障害者・特別障害者として認定する。

　なお、障害の状況は、令和　　　年　　　月　　　日現在である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 電話（　　　　　　　　　） | 氏名 | ㊞  対象者との続柄（　　　） |
| 対象者 | 住所 |  | 性別 | 男　　・　　女 |
| 氏名 |  | 生年月日 | 明治・大正・昭和  　　　年　　　月　　　日 |
| 障害  理由 | 障害者 | 1. 知的障害者（軽度・   中度）に準ず。 | （２）身体障害者(３級～６級)に準ず。 | |
| 特別  障害者 | 1. 知的障害者（重度）   に準ず。 | （２）身体障害者（１級～２級）に準ず。 | |
| （３）ねたきり老人 |  | |

注　（１）申請者は太線内のみ記入。

　　（２）申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受

　　　　た市町村長にその旨を報告しなければならない。